

令和六年度

神奈川県立よこはま看護専門学校
社会人入学試験 問題用紙 現代国語

注意事項

- * 指示があるまで中を見てはいけません。
- * 解答はすべて解答用紙に記入してください。
- * 問題用紙と解答用紙それぞれに受験番号、氏名を記入してください。

受験番号
氏 名

*文字は丁寧に書くこと。漢字は楷書で書き、略字やなぐり書きの文字は不可とする。

一 次の語句の意味として正しいものをそれぞれ一つ選び記号で答えなさい。

1 鼻を折る

ア おごり高ぶっている気持ちをくじくこと。

イ 得意がる相手を出し抜いてびつくりさせること。

ウ そつけない態度の相手を強引に振り向かせること。

エ 不意打ちで攻撃すること。

2 味をしめる

ア みな同じ内容になって個性がなくなる。

イ 塩味を効かせて味をまとめる。

ウ 一度うまいことがあつて、またそれを期待すること。

エ 気のきいたことをする。うまくやる。

3 異動

ア ある場所から他の場所へ位置を変えること。

イ 勤務が変わること。前の状態とは異なる動きが起きること。

ウ くらべてみて、異なつた点、違いがあること。

エ 異常な動作をすること。

4 ジレンマ

- ア 表面上は真理でないようで、実は真理を含んでいるような表現のこと。
- イ 皮肉な態度をとること。
- ウ なかなか結論が決まらずあせること。
- エ 二つの相反する事柄の板挟みになること。

5 主客転倒

- ア 物事の順序や立場が逆であること。
- イ 主人も客も転倒してしまうような危険な状態。
- ウ 物事の本質的ではない部分にこだわり、大事な部分をおろそかにしてしまうこと。
- エ 主人が客をおろそかに扱うこと。

二 次の文章を読んで後の問に答えなさい。

「安全な場所からお伝えしています」。浸水やドシヤクズれなどの様子を伝えるテレビ中継で、こんな言葉を聞くようになったのはいつからだろう。各地に爪痕を残した今回の豪雨でも、やはり耳にした。

災害の現場に近づこうとするのは、記者の業〔B〕である。行かねば何が起きているのか分からない。〔C〕危険の大きさを見誤れば、自分も被災者になってしまう。難しいツナワタリをしようとするとき、メディアが忘れてはならない痛恨事がある。

長崎県の雲仙・普賢岳。1991年のきのう、43人が^⑤火砕流にのみ込まれて^⑥ギセイとなった。うち16人が報道関係者である。一帯に避難勧告が出た後も、山がよく見える「定点」と呼ばれた場所にとどまっていた。その対応にあたった消防団員12人とタクシー運転手4人らが^⑦マキゾえになった。

地元の雲仙岳災害記念館には、高熱で溶けた三脚やカメラが並んでいる。先日^⑧オトズれると、地元の方だろうか、高齢の2人連れがいた。「マスコミさえいなければ、ギセイ者もつと少なかった」。本音だからこそ、ささやき声だったのだろう。身の置きどころがなかった。

災害現場や^⑨紛争地では、公的機関が決めた線引きを越えて取材しなければならないことはある。ただ、報道の自由が市民のギセイのうえに成り立つものであつてはならない。重い教訓である。

記念館から「定点」に向けて車を走らせた。この道を記者たちはたどったのか。この空を巨大な噴煙が^⑩覆ったのか。普賢岳がぐんぐんと迫ってきた。

(二〇二三年六月四日付け『朝日新聞』「天声人語」より)

問1 傍線①～⑩の漢字は読みをひらがなで答え、カタカナは漢字に直しなさい。

問2 傍線A「やはり」と同じ意味で使われている文を次の中から二つ選び記号で答えなさい。

ア 今もやはり病院に通っていますか。

イ 迷ったがやはり行くのはやめた。

ウ 彼女はやはり来なかった。

エ 彼女は現在もやはり看護師をしていた。

オ 強そうに見えたがやはりこの有段者にはかなわない。

問3 「B」に入る「業」の読みをひらがなで書きなさい。

問4 「C」に入る語句として最も適切なものを次の中から一つ選び記号で答えなさい。

ア だから

イ すると

ウ しかし

エ しかも

オ なお

問5 この文章の要旨として最も適切なものを次の中から一つ選び記号で答えなさい。

ア 災害の現場に近づこうとするのは、記者の業である。

イ メディアが忘れてはならない痛恨事がある。

ウ マスコミさえいなければ、ギセイ者はもつと少なかった。

エ 災害現場や紛争地では、公的機関が決めた線引きを越えて取材しなければならないことはある。

オ 報道の自由が市民のギセイのうえに成り立つものであつてはならない。

三 次の文章を読んで後の問に答えなさい。

医療と介護の場で法律が身近に

生まれること、老いること、病にかかること、死ぬことの四つ「生老病死」が、仏教では、人生の中での「苦」であるときれています。医療と介護は、「生老病死」のすべてに深く関与し、苦痛などを緩和して未来への希望を生み出そうとしています。子どもが生まれるときも、家族が病気になったときも、高齢者が老いて介護が必要になったときも、看取るときも、医療と介護はすべての人にとって身近なものです。

私たちは、毎日何らかの医療・介護サービスにかかわりを持ち続けていますので、医療と介護の土台を形成する法律と私たちの日々の暮らしは深いつながりを持っています。ただ、どのようなルールに基づき、どのような資金を使って、どのような秩序の下で医療・介護サービスが運営されているかについて、全体像を理解することは容易ではありません。

いま、医療と介護は急速に変化しています。超高齢社会、ゲノム解析やデータサイエンスなど日進月歩の技術革新、さらに新型コロナウイルス感染症のパンデミックなど、新しいできごとが次々と登場して、医療と介護は変化を迫られています。

「A」、たとえば人の看取り方についても、自宅での看取りが八割を占めていた一九五〇年代から、医療機関での看取りが八割を占めるに至った二〇〇〇年代、「B」、看取りの場所の確保が困難になると予想される将来の高齢多死社会まで、今後も大きな変化が続きます。医療や介護の法制度の基本的な仕組みとともに、将来どんな変化が必要とされているかをひとりひとりが理解し、選択していくことが、とても大切です。

変貌^{へんぼう}していく医療と介護の法律

医療と介護をめぐる法律は、この二〇年ほどの間に急速に変化しており、新型コロナウイルス感染症をきっかけとして、また一段と大きな変化を遂げようとしています。

「C」超高齢社会における高齢者の介護を支えていくために、二〇〇〇年に介護保険制度が創設されました。これは「措置から契約へ」をキャッチフレーズとした社会福祉基礎構造改革の一環でした。介護保険を使って介護を受ける人やその家族が、サービス利用契約書に署名捺印^{なついでん}するのは、現在ではごくありふれた風景となりました。「D」、それまでなかった「契約書」がどうして急に必要になったのか、その法律的な意味は何なのかなど、いろいろと考えさせられるきっかけとなりました。

ちょうど同じころ、マスメディアでは、医療事故に関する報道が激増し、「医療不信」が医療界に向けられていました。二〇〇一年には厚生労働省が医療安全推進室を設置して、「医療安全」への国の取り組みが始まりました。二〇〇三年に厚生労働省令である「医療法施行規則」の改正を経て、二〇〇六年に、医療制度の根幹を定める「医療法」という法律に「医療の安全の確保」という章がひとつ新設されました。一般の方は、それまで医療法に医療安全に関する規定がなかったことにかえって驚かれるかもしれませんが、医療安全に関する法制度は、二〇〇〇年代になってから始まったばかりのものなのです。

その後も、医療法の改正は続きました。二〇一四年の医療法改正で医療事故調査制度が創設されて、医療機関での予期しない死亡について医療機関が自ら調査することになり、さらにそのうちの一部は医療事故調査・支援センターが第三者として調査するなど、大きな法制度の変化が続いています。

同じ二〇一四年には、臨床現場での大規模な医学研究（臨床研究）に関してデータ改ざんなどの不祥事が相次いだために「臨床研究法」という法律が制定されました。

また、医療と介護は個人情報を取り扱うため、個人情報保護への配慮が必要です。一方、地域包括ケアの中での

医療介護連携や、ビッグデータを使った医学研究のためには、医療・介護情報の利活用が不可欠です。①そのため「個人情報」の保護に関する法律（個人情報保護法）が何度も改正され、今も法制度の模索が続いています。

社会保障の「公助」「共助」「自助」

〔1〕日本の医療と介護は、社会保障の一環として設計され、運用されています。

〔2〕社会保障は国や地方自治体の政策ですから、国会の定める法律で骨組みを決め、国の予算が土台にあります。地方自治体の条例や予算も大切な役割を果たしています。たとえば、収入も資産も無くなって生活が立ち行かなくなると、税金を使って生活保護が行われます。生活保護は、ひとびとの生活を守る最後のセーフティネットです。公の機関が行うので、「公助」と呼ばれています。

〔3〕ただ、税金による公助と自費による自助だけで社会保障を支えていくことは不可能です。公助と自助の間に「社会保険」、すなわち加入するひとりひとりが支払う「社会保険料」を財源とし、公的機関が法令の根拠をもって運営する社会保障のための保険が登場します。

〔4〕会社に就職してお給料をもらうようになり、給与明細を見ていただくと、税金とともに社会保険料が天引きされていることに気がつくと思います。元気に働いて収入がある人が、所得に応じて社会保険料を負担し、社会保険を支えています。社会保険には、病気に備える健康保険、高齢になったときの所得を支える年金、高齢者の介護を支える介護保険、職を失ったときのための失業保険や労働災害に備える労災保険などがあります。みんなの支払う保険料を使って困ったときにともに助け合う仕組みですから、「共助」と呼ばれています。

〔5〕さらに、病院にかかったときには、医療費の一部を病院の会計窓口で自己負担分として支払います。お医者さんからもらった処方箋せんを薬局に出して薬をもらうときも、薬代の一部を自己負担分として支払います。ただ、医療については、健康保険による保険診療と健康保険外の自由診療を混合して行うことはできない「混合診療禁止

の原則」がありますので、差額ベッド料などの一部の例外を除けば、自己負担が拡大していかないよう歯止めがかかっています。他方、介護保険では、保険で認められているサービスに加えて種類や回数を増やす「横出し上乗せサービス」があり、サービス内容について、自己決定、自己選択、自己負担がより広く認められています。「横出し上乗せサービス」も前述の医療費の自己負担もいずれも社会保障における「自助」ですが、医療と介護では自助の範囲やあり方に違いがあることに留意する必要があります。

「6」税金を資金とする「公助」、社会保険料などを資金とする「共助」、自己負担の資金による「自助」のいずれについても、法令と契約がルールを定めていますが、そのルールは膨大かつ詳細で、しかも時々刻々と変貌を遂げており、その全体像を見通すことは容易ではありません。

感染症法と新型インフルエンザ等対策特別措置法

二〇二〇年の初めには、誰も思いもしなかったほどの世界規模の長期にわたる新型コロナウイルス感染症のパンデミックが始まりました。「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（感染症法）と「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（特措法）は、コロナのパンデミック以前にあった法律ですが、コロナ下で大きくクローズアップされ、法律の改正と運用の工夫が迫られるようになりました。国全体をまき込む巨大なパンデミックは、医療・介護システム全体のあり方にも大きなインパクトを与えました。

平時の医療・介護は、契約と合意、患者の選択、インフォームド・コンセントに基づくものであり、その背後には医療法、「医師法」、社会保険関係法令などが法律的な骨組みを作り上げています。ところが、パンデミックの医療は、都道府県知事をはじめとする行政機関の強い公的な権限に基づくものです。都道府県知事は入院を指示したり、施設や自宅での待機を指示したりすることができます。医療者に対しては、新型コロナウイルスに感染した患者の診療を「E」することができます。さらに特措法は、内閣総理大臣を本部長とする新型コロナウイルス感

感染症対策本部を設置することとし、内閣の総力を挙げて対処することとなっています。その第一条では「新型インフルエンザ等の発生時において国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的とする」と定めており、生命と経済のバランスをとることを目的とした、たいへん珍しく、^②運用がとてむずかしい法律だと言えると思います。

(児玉安司『医療と介護の法律入門』岩波新書より)

問1 「A」～「D」に入る適切な語の組み合わせを次の中から一つ選び記号で答えなさい。

- ア A また B さらに C ところが D たとえば
- イ A また B さらに C たとえば D ただ
- ウ A ただ B また C たとえば D ところが
- エ A ただ B また C たとえば D さらに
- オ A ただ B しかし C ところが D たとえば

問2 年代の古いものから新しいものに順番通り並んでいるものを次の中から一つ選び記号で答えなさい。(問題文中から読み取ることができている内容だけで解答すること)

- ア 「介護保険制度」創設↓「医療法施行規則」改正↓「医療安全推進室」設置
- イ 「医療法施行規則」改正↓「医療事故調査制度」創設↓「臨床研究法」制定
- ウ 「医療安全推進室」設置↓「医療法」に「医療の安全の確保」という章が新設↓「個人情報の保護に関する法律」

改正

エ 「医療安全推進室」設置↓「医療法」に「医療の安全の確保」という章が新設↓「医療事故調査制度」創設
オ 「介護保険制度」創設↓「医療法施行規則」改正↓「個人情報保護に関する法律」改正

問3 傍線部①「その」の指し示す内容を10字以上15字以内で抜き出しなさい。(句読点、記号を含む)

問4 「公助」「共助」「自助」の文中での具体的な内容の組み合わせとして正しいものを次の中から一つ選び記号で答えなさい。

- | | | | |
|---|---------|---------------------|---------------------|
| ア | 公助∥生活保護 | 共助∥「介護保険」横出し上乗せサービス | 自助∥医療費自己負担 |
| イ | 公助∥生活保護 | 共助∥介護保険 | 自助∥健康保険 |
| ウ | 公助∥生活保護 | 共助∥年金 | 自助∥「介護保険」横出し上乗せサービス |
| エ | 公助∥税金 | 共助∥介護保険 | 自助∥社会保険料 |
| オ | 公助∥税金 | 共助∥医療費自己負担 | 自助∥自己決定 |

問5 以下の文「このように、社会保障には、『公助』『共助』『自助』の三つの要素があり、医療・介護において、この三つが複雑に絡み合いながら制度運営とサービス提供が行われています。」は「1」～「6」までの、どの段落の冒頭に入るか数字で答えなさい。

問6 傍線部②運用がとともむずかしい法律だという記述の理由を具体的に述べている部分を13字で抜き出しなさい。

問7 「E」に入る適切な語を次の中から一つ選び記号で答えなさい。

- ア 要請
- イ 督促
- ウ 催促
- エ 強要
- オ 懇請

問8 問題文で筆者が主張している内容と一致する文を次の中から二つ選び記号で答えなさい。

- ア 医療と介護は変化を迫られており、将来どのような変化が必要とされているかひとりひとりが理解し選択していくことが重要である。
- イ 医療と介護をめぐる法律はここ数年で急速に変化しており、新型コロナウイルス感染症をきっかけとして大きな変化を遂げようとしている。
- ウ 超高齢社会における高齢者の介護を支えるために二〇〇〇年に介護保険制度が創設され、医療安全に関する法制度は二〇〇〇年代に始まった。個人情報保護に関する法律は何度も改正され、現在では個人情報保護制度は定着した。
- エ 日本の医療と介護は社会保障の一環として運用されている。社会保障には「公助」「共助」「自助」があり、医療と介護では「自助」の範囲ややり方に違いがある。
- オ 新型コロナウイルス感染症のパンデミックによって制定された新型インフルエンザ等対策特別措置法は生命と経済のバランスをとることを目的とした運用がとともむずかしい法律であると言える。